

東郷町給食センター給食用物資納入業者登録要領

1 目的

東郷町給食センター給食用物資納入業者の登録に関し、必要な事項を定め納入物資の円滑と適正を図ることを目的とする。

2 申請資格

給食用物資納入業者として登録申請を希望するものは、次項に定める基準に適合し、かつ、別添給食用物資納入仕様書を遵守できるものであること。

3 基準

- (1) 事業所又は営業所が東郷町内又は付近にあること。ただし、必要な給食用物資の調達が困難な場合はこの限りでない。
- (2) 施設設備が充実していて営業状態が良好であり、従業員の衛生管理等が十分に行われていること。
- (3) 保健所の食品衛生監視票採点が良好であり、食品に関する法律及び諸規定が守られていること。
- (4) 所要量を指定の日時に給食センターへ確実に供給できること。
- (5) 保育園給食事業及び学校給食事業の趣旨を十分に理解し、協力的であること。
- (6) 納税義務が履行されていること。
- (7) その他必要な基準事項が守られていること。

4 申請手続き

- (1) 申請書（様式1）
- (2) 添付書類
 - ア 履歴事項全部証明書（法人のみ）
 - イ 営業証明書（個人のみ）
 - ウ 営業許可書の写し（県知事等の許可を必要とするもの）
 - エ 食品衛生監視票の写し（令和6年4月1日を基準に1年以内に実施したもの）
 - オ 納税証明書（未納がないことの証明書（国税・県税・市町村民税）令和6年3月1日以降取得のもの）
 - カ その他東郷町教育委員会の提出を求める書類等

5 登録決定

- (1) 登録業者の決定は、東郷町給食センター運営委員会において審査を受けた後、東郷町教育委員会の承認を得て決定するものとする。
- (2) 東郷町教育委員会は登録審査に合格した業者に対し登録通知書を発行すること。
- (3) 登録通知書を受けた事業者は、別に定める誓約書及び印鑑登録証明を提出すること。

6 登録期間

東郷町教育委員会の承認を受けた日から令和8年8月31日まで

※ 取引に係る期間は、令和6年9月使用分から令和8年8月使用分までとする。

7 申請書類の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月15日午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は令和6年5月13日付け消印まで）
- (3) その他 書類不備等がある場合は受付できない場合があります。